

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受けの申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)		
前橋地方裁判所 支部 執行官 殿		
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和 年() 第 号	物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。	
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 22 日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 岸 昌史

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 11 日から 令和 7 年 6 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 25 日 午前 9 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所太田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所太田支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 27 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 6 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 22 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,630,000 1,304,000	一括	326,000	16,277	0
1	970,000				
2	70,000				
3	590,000				
					</

物 件 目 録

- 1 所 在 館林市成島町字諏訪南
地 番 470 番 3
地 目 宅地
地 積 133.81 平方メートル
- 2 所 在 館林市成島町字諏訪南
地 番 470 番 2
地 目 公衆用道路
地 積 151 平方メートル
持分 9 分の 1
- 3 所 在 館林市成島町字諏訪南 470 番地 3
家屋 番号 470 番 3
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 38.09 平方メートル
2 階 26.49 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 6年 9月11日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 時野谷 江理

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 館林市成島町字諏訪南
地 番 470番3
地 目 宅地
地 積 133.81平方メートル

2 所 在 館林市成島町字諏訪南
地 番 470番2
地 目 公衆用道路
地 積 151平方メートル

持分9分の1

3 所 在 館林市成島町字諏訪南 470番地3
家屋 番号 470番3
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 38.09平方メートル
2階 26.49平方メートル

令和6年(ヌ)第 9号
令和6年 7月 1日受理
令和6年 7月23日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所太田支部

執行官 三 井 誠 ㊞

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 館林市成島町字諏訪南
地 番 470番3
地 目 宅地
地 積 133.81平方メートル

所有者 A

2 所 在 館林市成島町字諏訪南
地 番 470番2
地 目 公衆用道路
地 積 151平方メートル

共有者 A 持分9分の1

3 所 在 館林市成島町字諏訪南 470番地3
家屋 番号 470番3
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 38.09平方メートル
2階 26.49平方メートル

所有者 A

C

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	館林市成島町４７０番地２（住居表示未実施）
土地	物件２
現況地目	■公衆用道路（物件２）
形状	☐ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■ 概ね土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が敷地への通路として使用し、占有している ☐ 上記の者が雑草が繁茂した状態で占有している ■ 道路として使用されている ☐ 「占有者及び占有権原」とおり ☐
その他の事項	■ 館林市役所で調査したところ、本件土地について市道認定はないが、建築基準法４２条１項５号による道路位置指定（指定日：昭和５２年１月２４日，指定番号：１２５４）を受けているとのことである。
執行官保管の仮処分	■ない ☐ ある 〔 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日]
建物 （目的外建物）	■ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

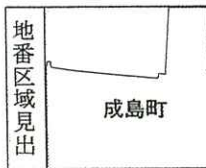
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B	1 債務者 A の妻です。本件建物で A と一緒に暮らしています。 2 オール電化住宅ですが、太陽光発電の設備はありません。 3 本件建物に雨漏りはありませんが、床が傷んでいるところがあります。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年7月1日 16:25-16:35	前橋地方法務局太田支局	■地積測量図, 登記事項要約書, 各交付 ■建物登記調査
令和6年7月3日 11:15-11:25	物件所在地	■現地調査, 写真撮影, 居住者と面談
令和6年7月3日 11:35-11:50	館林市役所	■家屋見取図交付 ■道路調査
令和6年7月16日 9:55-10:25	物件所在地	■現地(建物立入)調査, 写真撮影, Bと面談
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和6年7月16日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	館林市成島町字諏訪南				地番	470番3			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方務局太田支局管轄)

令和6年5月9日

東京法務局

地図整理番号：M71365

登記官

(1/1)

(6 枚目)

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：昭和52年9月26日

0253159

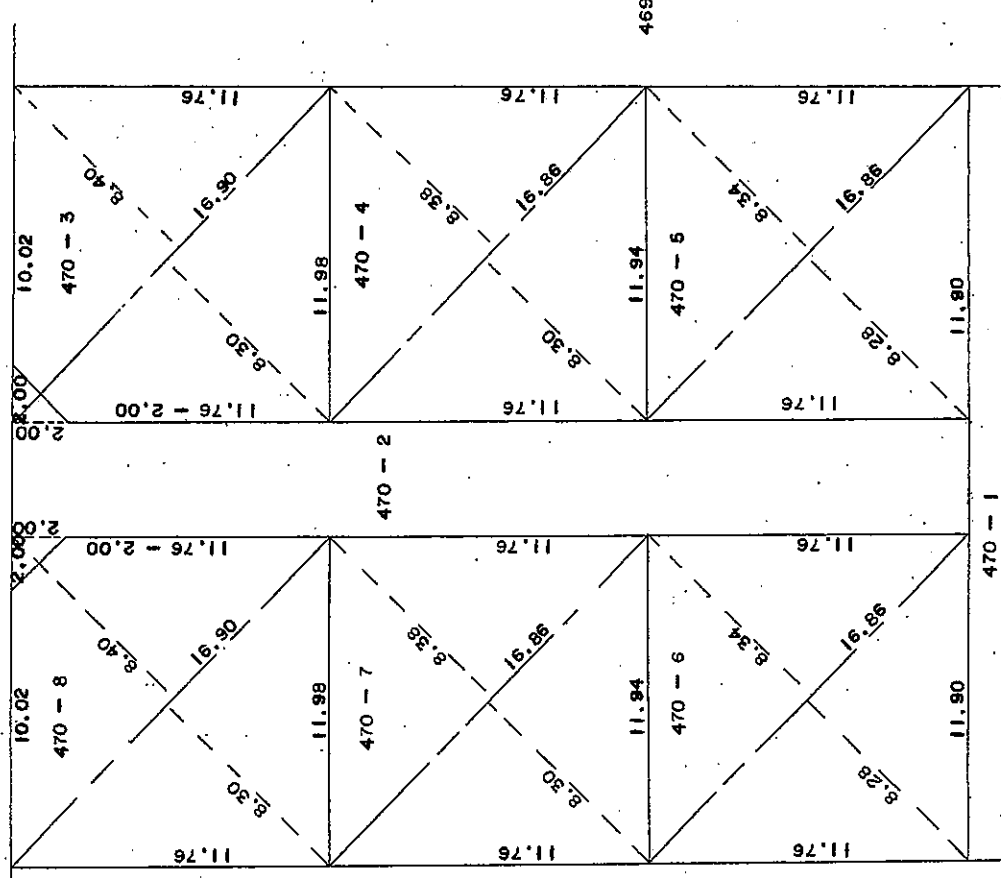
2、9、26

地番	470-3、470-4、470-5、 470-6、470-7、470-8
土地の所在	館林市赤羽志島字諏訪南 成端町

図 地 積 測 量



道 路



求積算式

470-3	$16.90 \times (8.40 + 8.30) \times \frac{1}{2} = 141.1150$
(-) 2.00	$\times 2.00 \times \frac{1}{2} = 2.0000$
	(A) 139.1150
470-4	
470-5	$16.86 \times (8.38 + 8.30) \times \frac{1}{2} = 140.6124$
470-6	$16.86 \times (8.34 + 8.28) \times \frac{1}{2} = 140.1066$
470-7	$16.86 \times (8.34 + 8.28) \times \frac{1}{2} = 140.1066$
470-8	$16.86 \times (8.38 + 8.30) \times \frac{1}{2} = 140.6124$
(-) 2.00	$\times 2.00 \times \frac{1}{2} = 2.0000$
	(A) 139.1150

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/200
----	-------

(日 測 量 9)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月1日 前橋地方延務局太田支局

登記官

(7 枚目)

登記年月日：平成5年2月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月1日 前橋地方法務局太田支局

(8 枚目)

登記官

請求番号：50-2

0253161

凡例	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類
	④	石杭	④	合成杭
	⑤	コンクリート杭	⑤	金属杭
	⑥	刻ミ		

地番	470-10-3
土地の所在	館林市成島町字諏訪南

地積測量図

求 積

⑥ 470-10

$$\frac{1}{2} \times 10 \cdot 60 \times (0 \cdot 50 + 0 \cdot 50) = 5 \cdot 3000$$

地 積 5・30 m²

④ 470-3

$$139 \cdot 11 - 5 \cdot 3000 = 133 \cdot 8100$$

地 積 133・81 m²



被代位者

2 月 9 日 (作製)	申請人
--------------	-----

作製者

縮尺 1/250

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：昭和53年1月25日

令和6年5月9日

東京法務局

登記官

(9 枚目)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局本田支局管轄)

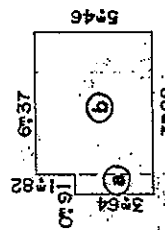
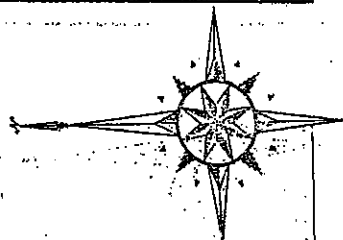
0615669

家屋番号	470-3
建物の所在	成島町 植林市大字成島字諏訪南 470-3

建築物平面図

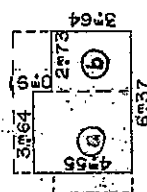
0332130

製作年月日	昭和53年1月24日
製作者	



一階平面図

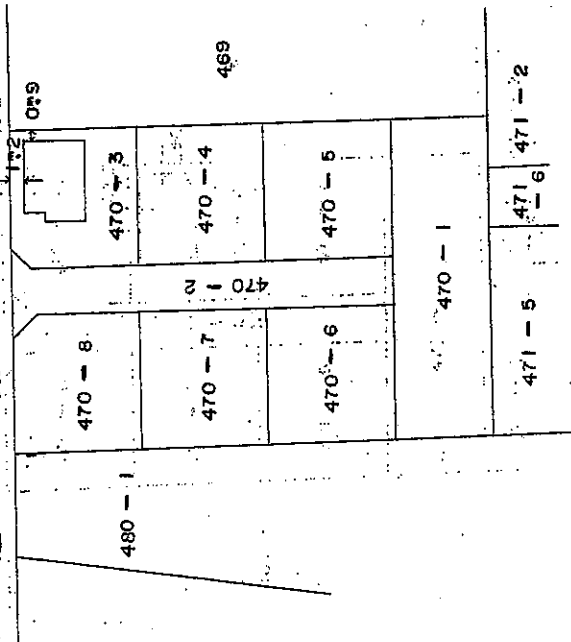
- ① $0.91 \times 3.64 = 3.3124$
② $6.37 \times 5.46 = 34.7802$
③ 38.0926
床面積 38.09



二階平面図

- ④ $3.64 \times 4.55 = 16.5620$
⑤ $2.73 \times 3.64 = 9.9372$
⑥ 26.4992
床面積 26.49

道路



(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/250	1/500
----	-------	-------

(日測延 15)

日加算

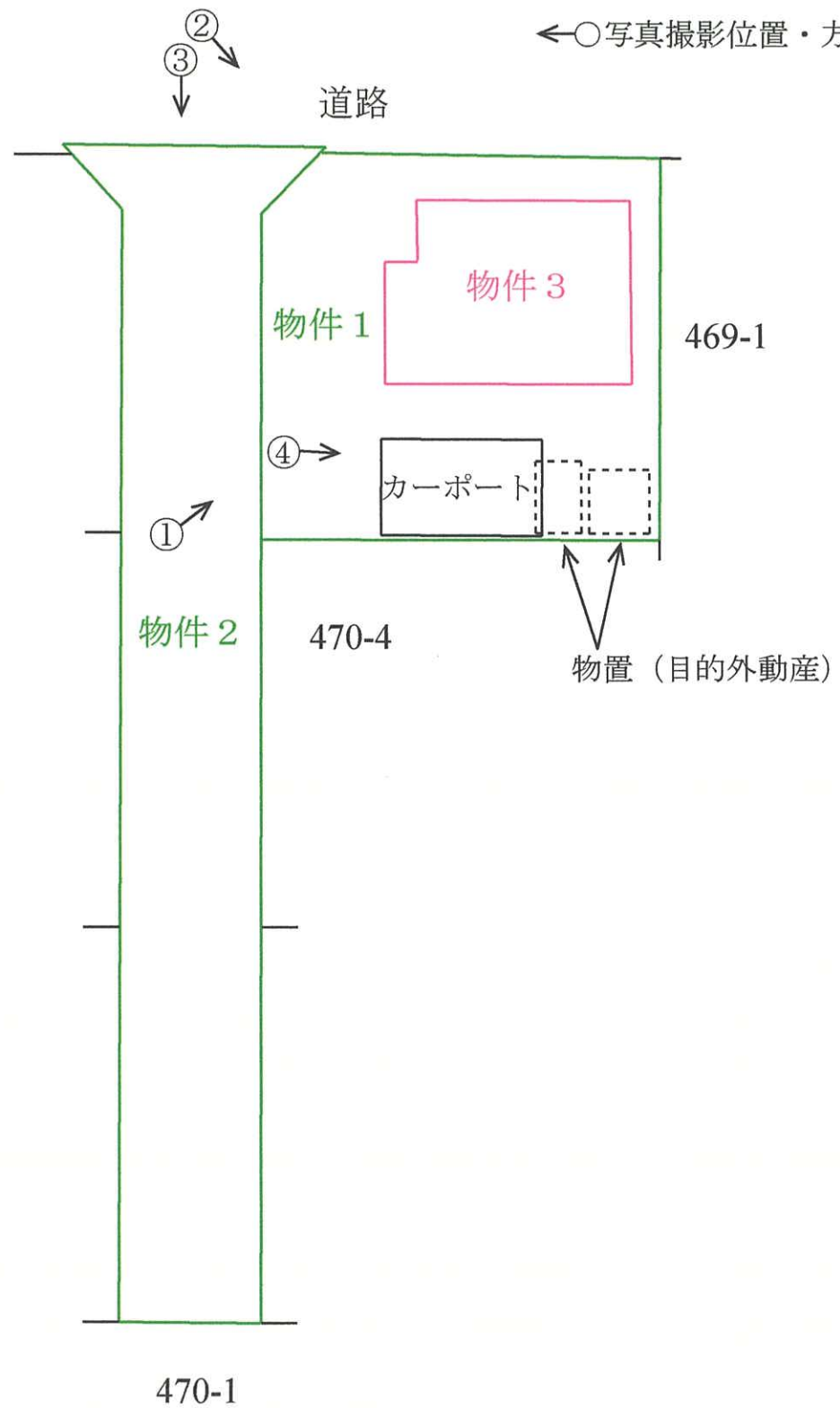
地図整理番号：W71366

A3をA4に縮小コピー

土地建物位置関係図



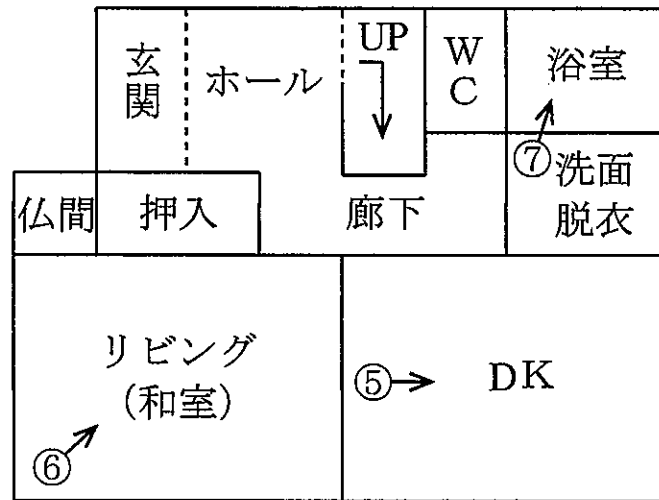
←○写真撮影位置・方向



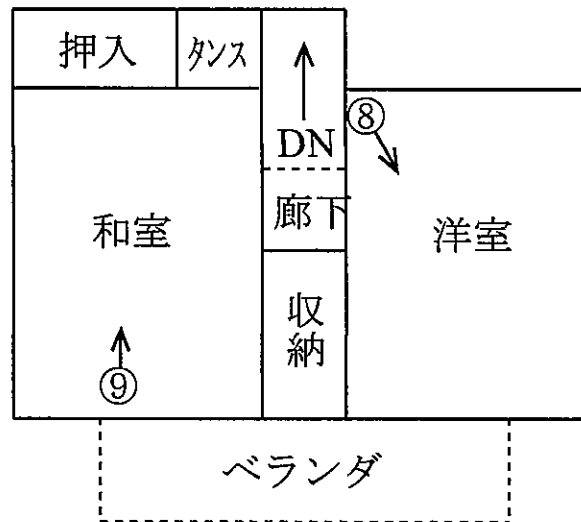
建 物 間 取 図

←○写真撮影位置・方向

1 階



2 階





①



②



③



④



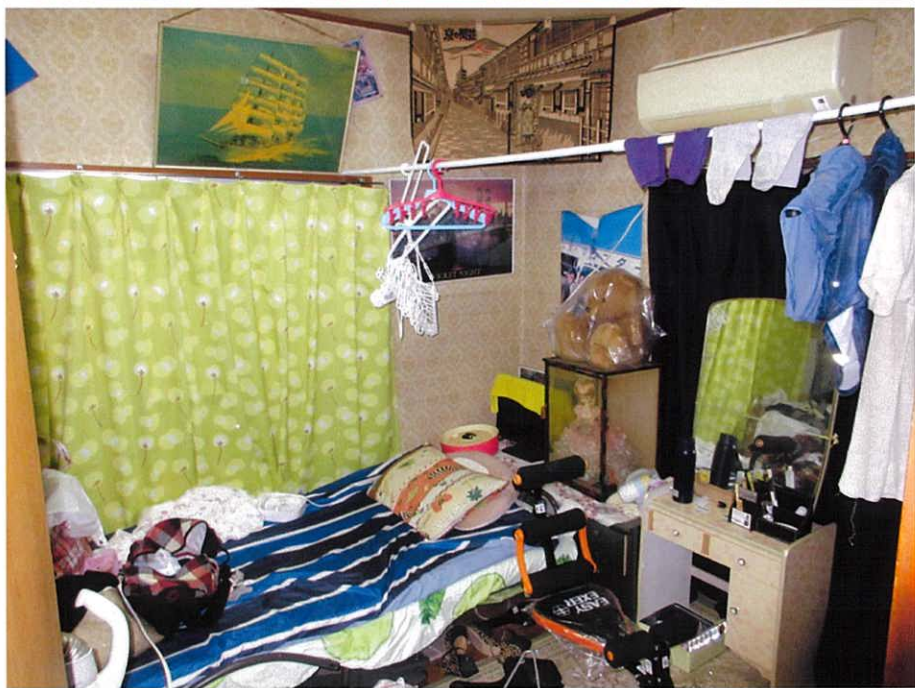
⑤



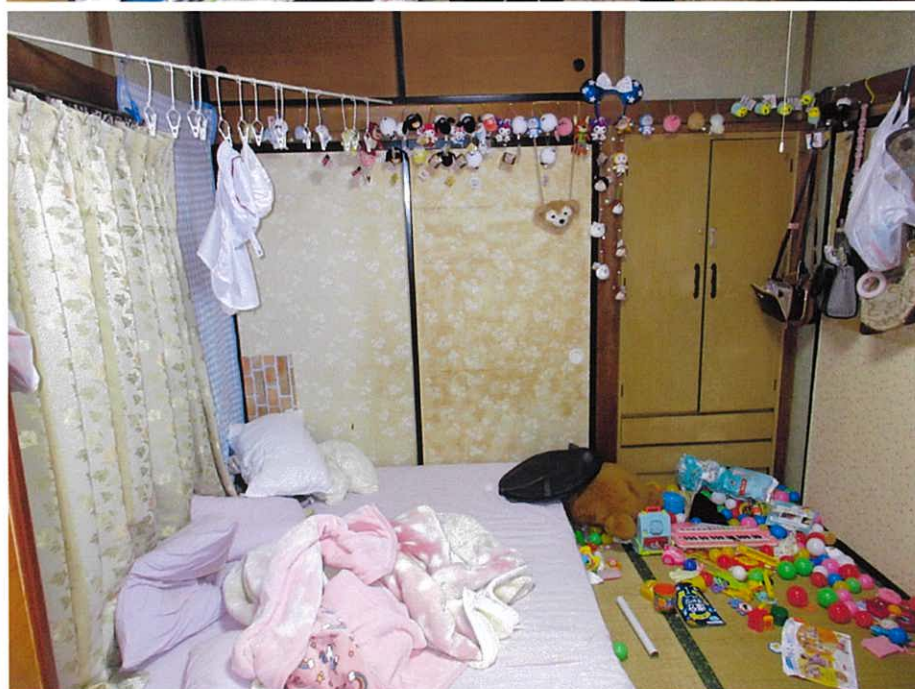
⑥



⑦



⑧



⑨

令和 6 年 (又) 第 9 号
令和 6 年 7 月 16 日 現 地 調 査
令和 6 年 7 月 25 日 評 価

前橋地方裁判所 太田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
西尾 直人 印

第1 評価額

一括価格	
金 1,630,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 970,000 円
物件2（土地）	金 70,000 円
物件3（建物）	金 590,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条 本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	館林市成島町字諏訪南 470番3 宅地 133.81m ²	同左
2	所 地 地 地 在 番 目 積	館林市成島町字諏訪南 470番2 公衆用道路 151m ²	同左
3	所 家 屋 番 種 号 構 類 造 床 面 積	館林市成島町字諏訪南 470番地3 470番3 居宅 木造スレート葺2階建 1階 38.09m ² 2階 26.49m ²	同左
番号	特 記 事 項		
2	共有持分9分の1が売却対象である		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	東武小泉 成島 駅 東 方 約 750 m (道路距離)		
付 近 の 状 況	農地が広がる中に一般住宅、農家住宅、太陽光発電所等が見られる地域		
主な公法上の規制等	都 市 計 画 区 分	市街化調整区域	
〔道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制〕	用 途 地 域	なし	
	建 ぺ い 率	70%	
	容 積 率	200%	
	防 火 規 制	—	
	そ の 他 の 規 制	—	
画 地 条 件	規 模	物件1： 133.81 m ²	
	形 状	物件1： ほぼ正方形	
	間 口 ・ 奥 行	物件1： 間口約 11.2 m	奥行約 11.9 m
	地 勢	物件1： ほぼ平坦地	
接 面 道 路 の 状 況	北 側 約 6.0m (認定幅員) 市道 にほぼ等高に接している。 建築基準法第42条1項1号道路である。		
	西 側 約 4.0m (指定幅員) 私道 にほぼ等高に接している。 建築基準法第42条1項5号道路（昭和52年11月24日指定/No.1254号）であり、 物件2である。		
	角地		
土 地 の 利 用 状 況 等	範 囲	物件1の土地	物件2の土地
	利 用 状 況	物件3建物の敷地	公衆用道路
	占 有 者	所有者	—
	利 用 権 原	法定地上権	—
	土地最優先担保権	—	—
	建物最優先担保権	—	—
	差押時建物存否	存在	—
	土地建物所有者	同一人	—
	建 物 新 築 時 期	昭和53年1月20日	—
	件 外 建 物	なし	—
	隣 地 等	市道、私道、住宅等	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり 群馬東部水道企業団よると、西側私道に敷設された個人連 合管から物件1土地へ引込まれているとのこと。本管は北 側市道にのみ敷設されているとのこと。	
	ガ ス 配 管	あり	
	下 水 道	なし	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		

特 記 事 項	土 壌 汚 染	水質汚濁防止法による有害物質使用特定施設の届出はなく、土壌汚染対策法による区域指定もなかった。また不動産登記簿及び古地図によると、土壌汚染が存在する端緒は確認できなかった。よって、土壌汚染リスクは低いと思われる。
	埋 蔵 文 化 財	埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
	そ の 他	・ 物件1上に土地定着物であるカーポートが、売却対象外動産である物置2基がそれぞれ存在する。 ・ 市街化調整区域内に位置するため、建物建築等を行う場合、原則として都市計画法第29条の開発許可を要すると同時に、同法第33条、第34条の開発許可基準を充足しなければならない。館林市役所都市計画課によると、本土地は同法43条許可（昭和52年12月20日/第1412号）を取得しているとのこと。

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区分	主である建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	新築年月日	昭和53年1月20日（全部事項証明書）
	経過年数	46.5年
	経済的残存耐用年数	0.0年
仕様	構造	木造
	屋根	スレート葺
	外壁	サイディング、吹付タイル等
	内壁	砂壁、繊維壁、クロス等
	天井	化粧合板、石膏ボード、ビニールクロス等
	床	畳、Pタイル、パーケットフロア等
	設備	電気、給排水等
	その他	なし
床面積（現況）	1階	38.09㎡
	2階	26.49㎡
	延	64.58㎡
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	附属資料「建物間取図」のとおり。
品等	やや劣る	
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特記事項	居間床板の撓み等が確認された。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	共有 持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	21,000	0.98	133.81	0.90	—	2,480,000
2	21,000	0.30	151.00	1.00	1 / 9	110,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示地	館林	—	11
-----	----	---	----

公 示 価 格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 21,300 円/㎡ × 99.7 / 100 × 100 / 102.0 × 100 / 99.0 ≒ 21,000 円/㎡

◇ 時 点 修 正 : 令和6年1月1日 から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位等の画地条件を考慮した。

◇ 地 域 格 差 : 交通、環境条件格差等を考慮した。

イ 個 別 格 差 : 【物件1】方位、角地、形状、定着物等を考慮して -2% と判定した。

【物件2】公衆用道路等を考慮して -70% と判定した。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 共 有 持 分 : 全部事項証明書による。

②建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	166,000	64.58	0.01	110,000

ウ 現 価 率

番号	a			b	c
	耐用年数に基づく方法 (定率法) による現価率			観察減価法による現価率	現価率
3	経済的全耐用年数	24.0年	0.05	(1 - 80%)	0.01
	経過年数	46.5年			
	残価率	5%			

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	2,480,000	0.35 法定地上権	870,000

イ 土地利用権等割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①カ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,480,000	-870,000	—	1.00	0.60	970,000
2	110,000	—	—	1.00	0.60	70,000
3	110,000	+870,000	1.00	1.00	0.60	590,000
一括価格 (合計)						1,630,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 必要なし。

オ 競売市場修正 : 「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

公示地 価格【 館林 — 11 】

所 在 : 館林市北成島町字休泊前3223番

価 格 : 21,300 円／m²

位 置 : 東武小泉 線 成島 駅 道路距離 約 1.1 km に位置する

価 格 時 点 : 令和6年1月1日

地 積 : 653 m²

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 東側 4.5 m 市道

用 途 指 定 等 : 市街化調整区域 (建ぺい率 70%, 容積率 200%)

地 域 の 概 要 : 農家住宅に一般住宅、畑等が混在する住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

土地建物位置関係図

建物間取図

以 上

位置図（館林市都市計画図）

公示地（館林-11）

目的不動産

縮尺=1:10,000

位置図（館林市都市計画図）

高根運動広場
第八小学校
多々良中学校
西高根町
高根中央公園
高根1号公園
高根2号公園
成島幹線排水路
北成島町
成島保育園
消防組合西分署
新栄町
赤土町
富士原町
県立館林高校
西公民館
西児童館
富士原中央公園
縮尺=1 : 10,000

公示地（館林-11）

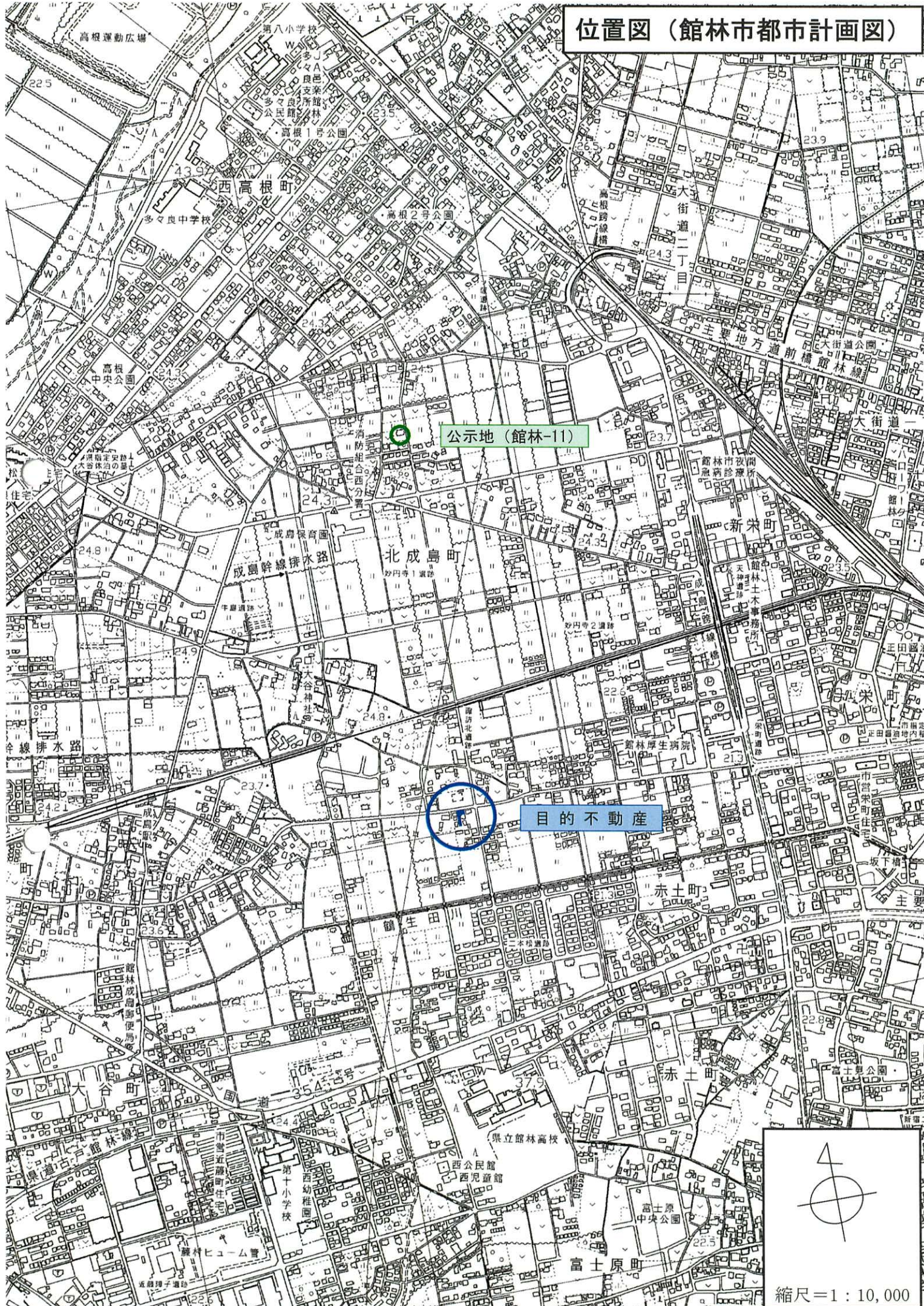
目的不動産

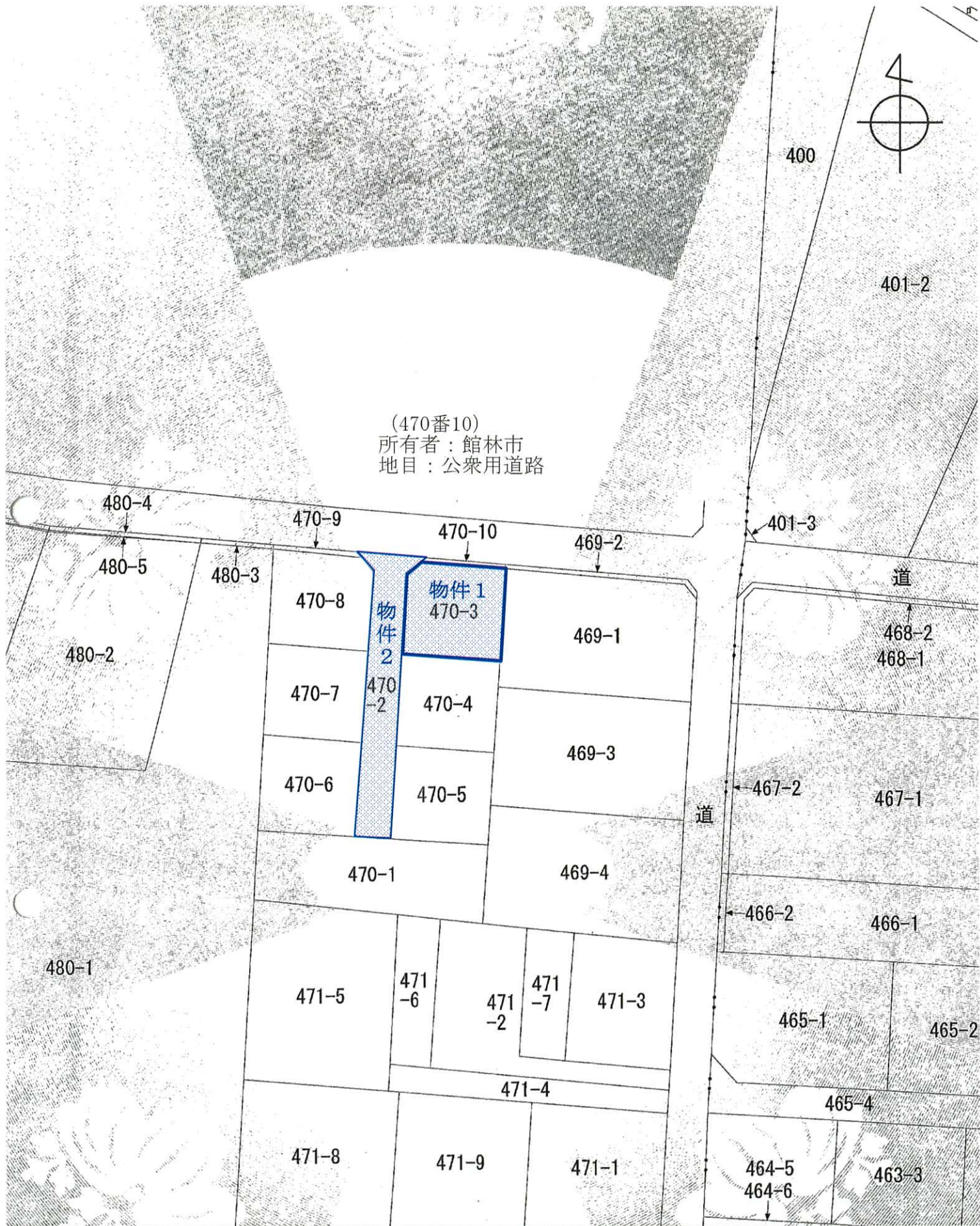
位置図（館林市都市計画図）

公示地（館林-11）

目的不動産

縮尺=1:10,000

[illegible]



土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

縮尺：600分の1

公図写

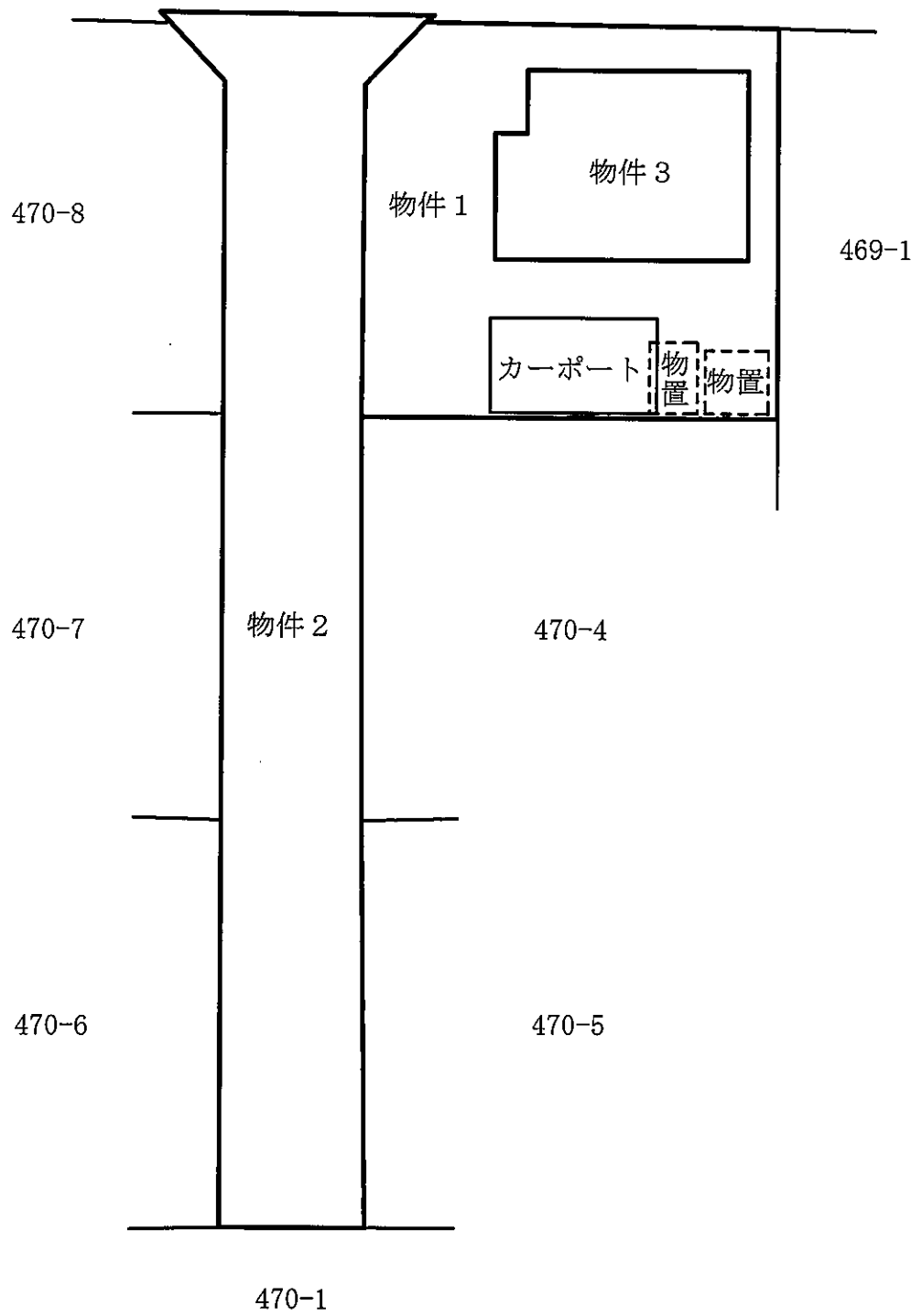
地番区域見出

成島町

土地建物位置関係図



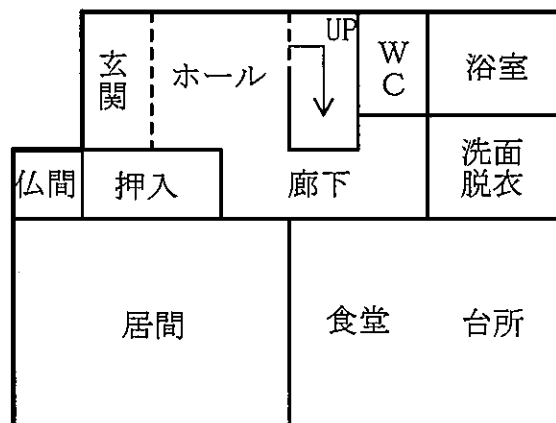
市道



建 物 間 取 図



1 階



2 階

